

- 便利数据出境安全评估申报等 国家网信办 汇总公布 32 省级部门联系方式..... 7
- 北京、广东发布涉个人信息保护典型案例... 7

三、里兆解读

- 《取消外国公文书认证要求的公约》在中国 生效，涉日公文书认证规则有何变化？..... 8

四、近期热点话题..... 10

一、最新中国法令

- 商务部办公厅关于请做好内外资不合理差别待遇专项清理工作的函

【发布单位】 商务部办公厅
 【发布文号】 商办资函〔2023〕496 号
 【发布日期】 2023-11-08
 【内容提要】 该文件要求进一步深入清理可能存在的歧视外资企业的法规文件、政策措施，将主要清理各地区政府、各部门出台的文件。

清理事项
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 在内外资平等准入领域设置或采取针对外资的限制性措施，对外资企业经营活动造成障碍或形成负担。 ▪ 通过限定“品牌”或以“外资品牌”为由排斥或歧视外资企业及其产品或服务，以及对外资企业及其产品或服务享受政策设置额外条件。 ▪ 通过限定所有制形式等方式排斥或限制外资企业参加本地招投标、政府采购等活动。 ▪ 其他可能含有内外资不合理差别待遇的规定及措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202311/20231103452139.shtml>

- データ越境移転安全評価申請手続きの利便化措置など 国家インターネット情報弁公室が 32 省級部門の連絡先を公表した..... 7
- 北京、広東は個人情報保護に関わる典型的な判例を公表した..... 7

三、里兆解説

- 「外国公文書の認証を不要とする条約」が中国で発効することで、日本に関連する公文書の認証規則にどのような変化があるのか..... 8

四、トピックス..... 10

一、最新中国法令

- 国内資本企業と外資企業との不合理な待遇格差個別見直し作業の貫徹に関する商務部弁公庁による書簡

【発布機関】商務部弁公庁
 【発布番号】商弁資函〔2023〕496 号
 【発布日】2023-11-08
 【概要】本文書は、外資企業に不公平な取扱いをし得る法規文書や政策措施をさらに掘り下げて見直すよう求めており、主に地方政府、各部門が発行する文書の見直しを行うものである。

見直し事項
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国内資本企業と外資企業が平等に参入できる分野での外資企業に対する制限的措置を設置し又は採用し、外資企業の事業活動に障害をもたらす又は負担を与えること。 ▪ 「ブランド」を制限し、又は「外資のブランドであること」を理由に、外資企業及びその製品又はサービスを排除し、又は不公平な取扱いをし、外資企業及びその製品又はサービスが政策を享受するうえでの追加条件を設置すること。 ▪ 外資企業に対し、その資本構成形態を制限する方法を通して、現地での入札募集・応札や政府調達等の活動への参加を排除し、制限すること。 ▪ 国内資本企業と外資企業とで不合理な待遇格差が含まれる可能性のあるその他の規定及び措置。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202311/20231103452139.shtml>

- [国务院办公厅转发国家发展和改革委员会、财政部《关于规范实施政府和社会资本合作新机制的指导意见》的通知](#)

【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办函〔2023〕115号
【发布日期】2023-11-08
【内容提要】该通知明确政府和社会资本合作项目（PPP）应聚焦使用者付费项目；应全部采取特许经营模式；应限于有经营性收益的项目（物流枢纽、物流园区项目等）。外商投资企业参与政府和社会资本合作项目按照外商投资管理规定有关要求并参照该通知执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6914161.htm

- [国务院关于取消和调整一批罚款事项的决定](#)

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2023〕20号
【发布日期】2023-11-01
【内容提要】国务院决定取消 16 个罚款事项，调整 17 个罚款事项。相关罚款事项涉及：

- 对粘贴伪造的进网许可标志行为的罚款；
- 对以欺骗、贿赂等不正当手段取得工程造价咨询企业资质行为的罚款；
- 对未取得资质从事工程造价咨询活动等行为的罚款；
- 商业银行对出票人签发空头支票、签章与预留银行签章不符的支票、支付密码错误的支票行为的罚款；
- 对职业中毒危害预评价未经主管部门审核同意擅自开工等行为的罚款；
- 对未经许可擅自从事使用有毒物品作业行为的罚款；等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6913197.htm

- [国务院关于同意在海南自由贸易港暂时调整实施有关行政法规规定的批复](#)

【发布单位】国务院
【发布文号】国函〔2023〕122号

- [国家发展和改革委员会、财政部による「官民連携の新しい連携メカニズムを規範化し実施することに関する指導意見」を転送することに関する国务院弁公庁による通知](#)

【发布機関】国务院弁公庁
【发布番号】国弁函〔2023〕115号
【发布日期】2023-11-08
【概要】本通知は、官民連携（PPP）は、利用者による料金支払い事業に重点を置くべきであること、いずれもフランチャイズ方式を採用すべきであること、事業収益のあるプロジェクト（物流ターミナル、物流园区プロジェクトなど）に限定すべきであることを明確にしている。外商投資企業が官民連携プロジェクトに参加する場合は、外商投資管理の係る要求に従い、本通知に準じて実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6914161.htm

- [罰金事項の一部廃止及び調整に関する国务院による決定](#)

【发布機関】国务院
【发布番号】国发〔2023〕20号
【发布日期】2023-11-01
【概要】国务院は、16 項目の罰金事項を廃止し、17 項目の罰金事項を調整することを決定した。係る罰金事項は以下に関連するものである。

- 偽造ネットワークアクセス許可標識の貼付行為に対する罰金。
- 詐欺、賄賂、その他の不正な手段によって工事建造コンサルタント企業の資格を取得した行為に対する罰金。
- 資格を取得せずに、工事建造コンサルタント活動に従事する行為に対する罰金。
- 商業銀行が手形振出人に空手形、銀行届出印とは異なる印鑑を押印して手形、暗証番号が正しくない手形を振り出した行為に対する罰金。
- 職業中毒危害の事前評価に対し主管部門の審査許可を経ずに無断で着工するなどの行為に対する罰金。
- 許可なく、無断で有毒物質を利用し作業行為に従事したことに対する罰金等。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6913197.htm

- [海南自由貿易港において、行政法規規定を一時的に調整し実施することに同意する旨の国务院による回答書](#)

【发布機関】国务院
【发布番号】国函〔2023〕122号

【发布日期】2023-11-02
【内容提要】在海南自由贸易港仅开展出口产品认证业务的境外认证机构，无需取得认证机构资质和办理经营主体登记，向国务院认证认可监督管理部门备案后，即可开展出口产品认证业务，认证结果仅限出口企业境外使用。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6913271.htm

● [国务院关于印发《中国（新疆）自由贸易试验区总体方案》的通知](#)

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2023〕17号
【发布日期】2023-10-31
【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.gov.cn/zhengce/content/202310/content_6912936.htm

● [海关总署关于进一步规范综合保税区电子账册管理有关事项的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告2023年第158号
【发布日期】2023-11-03
【实施日期】2023-12-01
【内容提要】根据该公告：
■ 海关通过电子账册对综合保税区内保税货物、监管年限内的自用设备等的进、出、转、存和耗用情况进行管理，凭保税核注清单核注账册。
■ 根据综合保税区不同业务类型，账册分为加工账册、物流账册、设备账册等。
■ 企业申请设立账册，应当满足2项条件：
➢ 已办理进出口货物收发货人备案，取得所在地综合保税区内企业海关注册编码；
➢ 在区内具备生产经营所必需的场所和设施。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5467385/index.html>

【发布日期】2023-11-02
【概要】海南自由贸易港で輸出製品の認証業務のみを展開する海外認証機構は、認証機構の資格取得と事業者登録を行う必要はなく、国务院認証認可監督管理部門に届出を行った後、輸出製品の認証業務を展開することができ、認証結果は輸出企業が海外で使用する場合に限定される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202311/content_6913271.htm

● [「中国（新疆）自由贸易试验区总体方案」の公布に関する国务院による通知](#)

【发布機關】国务院
【发布番号】国发〔2023〕17号
【发布日期】2023-10-31
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202310/content_6912936.htm

● [総合保税区電子帳簿に対する管理を一層規範化することについての税関総署による公告](#)

【发布機關】税関総署
【发布番号】税関総署公告2023年第158号
【发布日期】2023-11-03
【实施日】2023-12-01
【概要】本公告によると、
■ 税関は電子帳簿を通じて、総合保税区内の保税貨物、監督管理対象年数内の自家用設備などの保税区への進入、保税区からの退出、保税輸送、保管と消耗状況を管理し、保税照合登記リストをもって、帳簿の登記を行う。
■ 総合保税区の業務形態に基づき、帳簿を加工帳簿、物流帳簿、設備帳簿などに分ける。
■ 企業が帳簿の設置を申請するには、2つの条件を満たさなければならない。
➢ 輸出入貨物の荷受人・荷送人の届出手続きが完了し、所在地の総合保税区の企業の税関登録コードを取得していること。
➢ 区内に生産経営に必要な場所や施設を具備していること。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5467385/index.html>

- [海关总署关于支持综合保税区内高级认证企业分送集报免除担保的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2023 年第 148 号
【发布日期】2023-10-27
【实施日期】2023-10-27
【内容提要】根据该公告，综合保税区内高级认证企业开展批次进出、集中申报业务时，可向所在综合保税区主管海关申请免除担保。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5454908/index.html>

- [国家金融监督管理总局发布《商业银行资本管理办法》](#)

【发布单位】国家金融监督管理总局
【发布文号】国家金融监督管理总局令 第 4 号
【发布日期】2023-11-01
【实施日期】2024-01-01
【备注】国家金融监督管理总局同步发布《[关于实施<商业银行资本管理办法>相关事项的通知](#)》，对权重法下损失准备、信息披露、计量方法、监管报表报送等相关要求做出明确。

【法令全文】请点击以下网址查看：
商业银行资本管理办法
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1134197&itemId=928>
官方答记者问
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/...>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [商务部：将围绕“进、高、促、优”提升利用外资水平](#)

日前，商务部官员表示，商务部将进一步降低“进”的门槛、对接“高”的标准、提升“促”的水平、营造“优”的环境，不断提升利用外资水平。

- [综合保税区における高級認証企業によるロットごとの輸出入、集中申告に対する担保免除の支援に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2023 年第 148 号
【発布日】2023-10-27
【実施日】2023-10-27
【概要】本公告によると、総合保税区内において高級認証企業がロット輸出入、集中申告業務を展開する場合、所在する総合保税区内の主管税関に担保の免除を申請することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5454908/index.html>

- [国家金融监督管理总局が「商業銀行資本管理弁法」を公布した](#)

【発布機関】国家金融監督管理総局
【発布番号】国家金融監督管理総局令 第 4 号
【発布日】2023-11-01
【実施日】2024-01-01
【備考】国家金融監督管理総局は、同時に『[商業銀行資本管理弁法](#)』の実施に関する事項についての通知を公布し、『[商業銀行資本管理弁法](#)』の実施に関する事項に関する通知を公布し、重量法に基づく損失引当、情報開示、計量方法、監督管理表の報告送付などの係る要求を明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
商業銀行資本管理弁法
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1134197&itemId=928>
記者質問に対する公式回答
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/...>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [商务部：“入、高、促、優”の視点から外資利用の水準を引き上げる](#)

先頃、商務部の担当官は、商務部は「(参)入」の敷居をさらに引き下げ、「高(い)」基準との整合性を取り、「促(進)」のレベルを高め、「優(れた)」環境を築き、絶えず外資利用の水準を引き上げると述べた。

- 合理缩减外资准入负面清单，全面取消制造业领域外资准入限制措施，扩大现代服务业领域对外开放；
- 支持有条件的自贸试验区、海南自由贸易港对接《全面与进步跨太平洋伙伴关系协定》(CPTPP)、《数字经济伙伴关系协定》(DEPA)等国际规则，在投资、贸易、数据流动等领域扩大开放；
- 通过持续举办圆桌会议等方式，及时听取外资企业意见、回应企业关切；
- 落实好国务院出台的《关于进一步优化外商投资环境 加大吸引外商投资力度的意见》。

(里兆律师事务所 2023 年 11 月 10 日编写)

- 外資参入ネガティブリストを合理的に削減し、製造業分野における外資参入制限措置を全面的に廃止し、現代サービス業分野の対外開放を拡大する。
- 条件が整っている自由貿易試験区、海南自由貿易港は、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP)、「デジタル経済パートナーシップ協定」(DEPA)等の国際規則との整合性を取り、投資、貿易、データの流通などの分野での開放を拡大する。
- 引き続き円卓会議を開催するなどの方式を通じて、外資企業の意見に耳を傾け、真摯に対処する。
- 国務院が公布した「対中投資の積極的な招致に繋がるよう、外国投資者の対中投資環境をさらに最適化することに関する意見」を遂行する。

(里兆法律事務所 2023 年 11 月 10 日付で作成)

● **海关总署提出推动加工贸易持续高质量发展 16 条改革措施**

日前，海关总署印发《关于推动加工贸易持续高质量发展改革实施方案》，提出海关监管的三方面 16 条具体改革措施。主要内容包括：

放宽深加工结转集中申报时限
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 允许企业每月底前对上月深加工结转核注清单及报关单进行集中申报；需跨核销周期的，可在当期或下一个核销周期完成集中申报手续。
优化加工贸易成品出口退换管理
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 经海关批准，企业可在同一账册项下跨一个核销周期办理“成品退换”相关手续。
优化集中内销和企业搬迁手续
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 非失信企业集中内销的，免于办理集中内销备案手续。 ▪ 在金关二期系统中增加企业搬迁业务模块，实现企业远程在线办理不作价设备、保税货物的转入、转出业务手续。
试点开展单耗管理改革
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 在部分海关试点开展将单耗标准转化为单耗参数，取消单耗标准刚性管理要求，企业申报单耗超出原单耗标准的，海关按照申报单耗审核后予以保税核销。
拓展企业集团加工贸易监管模式适用范围
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 放宽牵头企业须为高级认证企业的限制，允

● **税関総署は加工貿易の持続的で質の高い発展を促進するため、16 条の改革措置を打ち出した**

先頃、税関総署が「加工貿易の持続的で質の高い発展を促進するための改革実施案」を公布し、税関監督の 3 つの分野において 16 の具体的な改革措置を提唱した。主な内容には以下のものが含まれる。

深加工結転(保税輸貨物移送手続き)集中申告期限を緩和する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業は、毎月末日までに、前月分の深加工結転照合登記リスト及び通関書類について集中申告を行うことができる。決済周期を跨ぐ必要がある場合、当期又は次の決済周期で集中申告手続きを済ませればよい。
加工貿易製品の輸出返品管理を最適化する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 税関の承認があれば、企業は「製品の返品」に関する手続きを、同一の帳簿のもとで 1 決済周期を跨いで処理することができる。
内貨品の販売と企業移転手続きを最適化する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 非信用喪失企業が内貨品を販売する場合、内貨品販売届出手続きが免除される。 ▪ 「金関二期」通関システムに企業移転業務モジュールを追加し、企業による遠距離でのオンラインによる無償設備、保税貨物の転入、転出業務手続きを実現させる。
単位当たり消費量管理改革の試行を実施する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一部の税関では、試行を実施して、単位当たり消費量基準を単位当たり消費量指数に切り替え、単位当たり消費量基準についての厳格な管理要求を廃止し、企業が申告した単位当たり消費量が元の単位当たり消費量基準を超えた場合、税関は、申告された単位当たり消費量に基づき審査のうえ保税決済(照合消込)を行う。
企業グループ加工貿易監督管理スキームの適用範囲を広げる
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 牽引企業が高級認証企業でなければならないと

<p>许信息技术、人工智能、生物医药、新能源、新材料、重大装备制造等行业中内部管理规范、信息化系统完备的非失信加工贸易企业作为牵头企业开展企业集团加工贸易业务。</p>
<p>实施“保税+ERP”监管改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 优先选取信息化系统完善的高级认证企业开展试点，对接企业资源计划（ERP）等信息化系统，自动采集海关监管所需的企业生产经营等数据，减少企业向海关申报的数据和环节。
<p>开展“短溢区间”改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 在加工贸易账册管理中引入“短溢区间”管理，对企业产生的一定幅度内的合理误差，依法办理征税或调整账册后，海关按规定予以正常核销。

（里兆律师事务所 2023 年 11 月 10 日编写）

● [便利数据出境安全评估申报等 国家网信办汇总公布 32 省级部门联系方式](#)

日前，国家互联网信息办公室公布各地省级网信部门受理数据出境安全评估申报、个人信息出境标准合同备案工作的[联系方式](#)，指导和帮助数据处理者规范有序申报数据出境安全评估、备案个人信息出境标准合同。

（里兆律师事务所 2023 年 11 月 10 日编写）

● [北京、广东发布涉个人信息保护典型案例](#)

日前，北京互联网法院通报了个人信息保护案件审理情况，并发布了[涉个人信息保护典型案例](#)。本批案例共 8 件，围绕 APP 非法收集和泄露个人信息、公开个人信息处理、死者个人信息保护、个人信息查阅复制权行使等问题，并对案件裁判规则和典型意义进行了介绍。

日前，广东高院官微发布一批[个人信息保护典型案例](#)。本批案例共 7 件，主要通过依法治理互联网平台违规收集处理信息、算法运行错误侵权、未经同意发送商业短信、非法采集人脸图像等侵害个人信息权益的行为，保护个人隐私和信息安全，规范商业推广行为。

（里兆律师事务所 2023 年 11 月 10 日编写）

<p>いう制限を緩和し、情報技術、人工知能、バイオ医薬、新エネルギー、新素材、重大設備製造などの業種において、内部マネジメントが規範化され、情報化システムを完備している非信用喪失加工貿易企業が牽引企業となり企業グループ加工貿易業務を行うことを認める。</p>
<p>「保税+ERP」監督管理改革を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 情報化システムが整備されている高級認証企業を優先して選出し、試行を実施する。企業資源計画（ERP）などの情報化システムとの整合性を取り、税関監督管理に必要な企業の生産および運営に関するデータを自動的に採集し、企業が税関に申告するデータ及びその段取りを削減する。
<p>「過不足容認区間」改革を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 加工貿易帳簿の管理に「過不足容認区間」管理を導入し、企業に発生したある程度の範囲内の合理的な誤差に対して、法に依拠して課税又は帳簿の調整後、税関が規定に基づき、通常通りに決済する。

（里兆法律事務所 2023 年 11 月 10 日付で作成）

● [データ越境移転安全評価申請手続きの利便化措置など 国家インターネット情報弁公室が 32 省级部門の連絡先を公表した](#)

先頃、国家インターネット情報弁公室は、データ越境移転安全評価申請、個人情報越境移転標準契約届出作業を受理する省級インターネット情報部門の[連絡先](#)を公表し、データ取扱者がデータ越境移転安全評価の申告、個人情報越境標準契約の届出を規範的に且つ秩序正しく進められるよう指導とサポートを行うものである。

（里兆法律事務所 2023 年 11 月 10 日付で作成）

● [北京、広東は個人情報保護に関わる典型的な判例を公表した](#)

先頃、北京インターネット裁判所は、個人情報保護事案の審理状況を通達し、[個人情報保護に関わる典型的な判例](#)を公表した。今回の判例は全部で 8 件であり、APP が個人情報の違法収集・漏洩、個人情報の取り扱いの公開、死者個人情報の保護、個人情報の閲覧・謄写権の行使などの問題を中心に、事案の審理規則及び典型的な意義などを説明した。

先頃、広東省の最高人民法院は、ウェイボー公式アカウントにおいて、[個人情報保護の典型的な判例](#)を発表した。今回の判例は全部で 7 件で、主には、インターネットプラットフォームの不正な情報収集と取扱い、アルゴリズム運行ミスによる権利侵害、同意なく商業メッセージを送信すること、顔画像の不法な収集などの個人情報の権益を侵害する行為を取り締まることを通じて、個人のプライバシーと情報の安全性を保護し、商業宣伝の行為を規制するものである。

（里兆法律事務所 2023 年 11 月 10 日付で作成）

三、里兆解读

● 《取消外国公文书认证要求的公约》在中国生效，涉日公文书认证规则有何变化？

中国于今年3月8日加入的《取消外国公文书认证要求的公约》（简称“《海牙认证公约》”）于今年11月7日在中国内地正式生效，中国有关公文书的跨境流转认证规则发生重大变化。本文从涉日企业角度出发，简要梳理中日之间公文书跨境流转的认证规则变化¹，供涉日企业参考。

一、《海牙认证公约》的文书适用范围

《海牙认证公约》系海牙国际私法会议制定、于1965年1月24日生效的多边国际条约²，旨在简化公文书跨境流转的一系列认证流程。该公约第一条明确，其适用对象仅为公文书而不包括私文书³，公文书主要包括：

1. 与一国法院或法庭相关的机关或官员出具的文书，包括由检察官、法院书记员或司法执行人员出具的文书；
2. 行政文书；
3. 公证文书；
4. 对以私人身份签署的文件的官方证明，如对文件的登记或在特定日期存在的事实进行记录的官方证明，以及对签名的官方和公证证明。

需要说明的是，中国现行法律⁴规定的公文书种类与《海牙认证公约》第一条所列的公文书种类不完全吻合，我们理解：

- 对于中国现行法律所列的【外国法院作出的判决/裁定】，【外国行政机关出具的文件】，【外国公共机构出具的商事登记、出生及死亡证明、婚姻状况证明】，至少可以纳入《海牙认证公约》第一条第1、2项公文书。故，如涉日企业在日本取得的该等文件且需在中国使用，可按《海牙认证公约》适用简化的认证流程。
- 对于中国现行法律与《海牙认证公约》不吻合的其他公文书（例如，《海牙认证公约》第3、4项），有待《海牙认证公约》在中国生效后，由中国颁布统一的适用政策。

二、公文书跨境流转认证规则的变化

（一）日本公文书在中国境内使用的认证规则的变化

《海牙认证公约》生效前后，中国有关公文书

三、里兆解説

● 「外国公文書の認証を不要とする条約」が中国で発効することで、日本に関連する公文書の認証規則にどのような変化があるのか

中国が今年3月8日に締結した「外国公文書の認証を不要とする条約」（「ハーグ条約」と略称する）は今年11月7日から中国本土で正式に発効し、中国の公文書に関する国境を越えて使用される認証規則に重大な変化が生じた。本文では、日本関連企業の視点から出発し、日本関連企業の参考に供するため、中日間での公文書の国境を越えて使用される認証規則の変化¹を簡単に整理する。

一、「ハーグ条約」の文書適用範囲

「ハーグ条約」は、ハーグ国際私法会議によって制定され、1965年1月24日に発効した多国間国際条約²であり、公文書の国境を越えて使用される一連の認証プロセスを簡素化することを目的としている。同条約の第一条では、その適用対象は公文書に限られ、私文書³は含まれないことを明確にしており、公文書には主に以下のものが含まれる。

1. 国の司法権に係る当局又は職員が発する文書（検察官、裁判所書記又は執行吏が発するものを含む。）
2. 行政官公庁の文書。
3. 公正証書。
4. 登記済み又は登録済みの証明、確定日付証明、署名証明その他これらに類する公的な証明であつて、私署証書に付するもの。

なお、中国の現行法律⁴で規定される公文書の種類は、「ハーグ条約」第一条に記載される公文書の種類とは完全には一致していない。これについて、筆者の認識では、

- 中国の現行法律に記載される「外国裁判所が下した判決／裁定」、「外国行政機関が発行した文書」、「外国公共機関が発行した商事登記、出生及び死亡証明、婚姻状況証明」は、少なくとも「ハーグ条約」第一条の第1項、第2項に定める公文書に該当する。そのため、日本関連企業は当該文書を日本で取得し且つ中国で使用する必要がある場合、「ハーグ条約」に従って簡素化された認証プロセスを適用する。
- 中国の現行法律と「ハーグ条約」とで一致していないその他の公文書（例えば、「ハーグ条約」第3項と第4項に定める公文書）については、「ハーグ条約」が中国で発効した後、中国が一元的な適用政策を公布することになっている。

二、国境を越えて使用される公文書の認証規則の変化

（一）日本の公文書を中国国内で使用する際の認証規則の変化

「ハーグ条約」の発効前と後において、中国で国境を

跨境流转认证流程的对比情况如下：

《海牙认证公约》生效前	《海牙认证公约》生效后
1. 公文书形成（在文书来源国出具/签署）	1. 公文书形成（在文书来源国出具/签署）
2. 公文书公证/证明（文书来源国的公证处等机构办理）	2. 公文书公证/证明（文书来源国的公证处等机构办理）
3. 公文书第一次认证（文书来源国的司法部办理）【一些国家需要】	3. 附加证明书（文书来源国的外交部或其他主管部门签发）【相当于将左列第 3~5 项流程取消、整合】
4. 公文书第二次认证（文书来源国的外交部或授权机构办理）	4. 公文书在中国境内政府、司法等部门使用
5. 公文书第三次认证（中国驻文书来源国的使领馆办理）	
6. 公文书在中国境内政府、司法等部门使用	

从上表可知，《海牙认证公约》在中国生效后，公文书仍需办理公证/证明手续，只不过“附加证明书”手续取代了“文书来源国的多次认证”。

(二) 中国公文书在日本境内使用的认证规则的变化

针对涉日企业，就其在中国形成并于日本使用的公文书⁵，附加证明书通常按照如下方式办理：

受理机关	<ul style="list-style-type: none"> 中国外交部（领事司） 中国外交部的在京代办机构或地方外办⁶
申办程序	<ul style="list-style-type: none"> 准备经公证/证明的公文书 按照受理机关的要求，准备申请资料，提交受理机关办理。通常，办理方式有现场和邮寄两种，建议事先与具体受理机关确认 <p>【备注：在中国形成但已带到日本的公文书，不可以向中国驻日使领馆直接申办附加证明书，只能将该公文书送回国内，按照上述程序申办附加证明书】</p>
办理时限	<ul style="list-style-type: none"> 平件：外交部受理文书后第 4 个工作日完成

越过使用される関連公文书の認証プロセスの比較を下表に整理する。

「ハーグ条約」が発効する前	「ハーグ条約」が発効した後
1. 公文书が形成される（文书形成国で発行、署名がなされる）	1. 公文书が形成される（文书形成国で発行、署名される）
2. 公文书の公証/証明がなされる（文书形成国の公証役場などで公証人の認証手続きを行う）	2. 公文书の公証/証明がなされる（文书形成国の公証役場などで公証人の認証手続きを行う）
3. 公文书の 1 回目の認証を行う（文书形成国の法務局にて法務局長による公証人押印証明の手続きを行う）【一部の国において必要】	3. アポスティール（文书形成国の外務省又はその他主管部門によって署名発行される）【左欄 3~5 番目のプロセスの統廃合による簡素化に相当する】
4. 公文书の 2 回目の認証を行う（文书形成国の外務省又は授權機関にて公印確認の手続きを行う）	4. 公文书が中国国内の政府、司法などの部門で使用される
5. 公文书の 3 回目の認証を行う（中国駐文书形成国の大使館で領事認証の手続きを行う）	
6. 公文书が中国国内の政府、司法などの部門で使用される	

上表から、「ハーグ条約」が中国で発効した後、公文书は依然として公証/証明手続きを行う必要はあり、「文书形成国の複数回の認証」に代わって「アポスティール」手続きが必要になったということが分かる。

(二) 中国公文书を日本国内で使用する際の認証規則の変化

日本関連企業に対して、中国で形成され日本で使用される公文书⁵について、アポスティールは通常、次の方式で取り扱われる。

受付機関	<ul style="list-style-type: none"> 中国外交部（領事司） 中国外交部の在京代行機関又は地方外事弁公室⁶
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> 公証/証明された公文书を準備する 受付機関の要求に応じて、申請資料を準備し、受付機関に提出して取り扱う。通常、取り扱い方法は窓口と郵送の 2 種類があり、事前に具体的な受付機関に確認しておくことが好ましい <p>【備考：中国で形成され日本に持ち込まれる公文书について、中国駐日大使館や領事館にアポスティールを直接申請することはできず、その公文书を国内に送り返し、上記の手順に従ってアポスティールを申請しなければならない】</p>
取扱期限	<ul style="list-style-type: none"> 通常：外交部が文書を受理してから 4 営業日目に完成する

	<ul style="list-style-type: none"> 急件：外交部受理文书后第 2 个工作日完成
办理费用	<ul style="list-style-type: none"> 平件：商业类公文书 100 元/份 急件：在上述基础上，加收 50 元加急费/份 如需邮寄附加证明书（仅限国内）：25 元/500 克
主要材料	<ul style="list-style-type: none"> 申请领事认证/附加证明书档案登记表 合法有效的身份证件 申办附加证明书的经公证的公文书原件 商业类公文书的附加证明书，还应提供商业文书或票据原件、单位介绍信原件

（作者：里兆律师事务所 裴德宝、李繁）

	<ul style="list-style-type: none"> 緊急扱い：外交部が文書を受理してから 2 営業日目に完成する
取扱費用	<ul style="list-style-type: none"> 通常：ビジネス関係の公文書は 100 元/通である 緊急扱い：上記のうえ、50 元/通の緊急料金を追加徴収する アポストイーユを郵送する必要がある場合（国内のみ）：25 元/500 グラム
主な資料	<ul style="list-style-type: none"> 領事認証/アポストイーユを申請するファイル登録表 合法的かつ有効な身分証明書 アポストイーユを申請するための公証手続きを終えた公文書原本 ビジネス関係の公文書のアポストイーユは、商業文書又は手形原本、組織紹介状の原本を提供しなければならない

（作者：里兆法律事務所 裴德宝、李繁）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [个人信息出境标准合同备案 11 月 30 日前要不要完成？](#)
- [外资企业应对境外母公司“人权尽职调查”或填写类似调查问卷时的注意事项](#)
- [外资企业在撤退时是否可以自主处理其拥有的不动产及相关注意事项和解决方案](#)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [個人情報越境伝送標準契約の届出は、11 月 30 日までに完了させるべきか？](#)
- [外資企業が国外の親会社からの「人権デューデリジェンス」に対処し、又は類似のサーベイへの記入を行う際の注意事項](#)
- [外資企業は、撤退時、自己の保有する不動産を自ら処理できるのか、及びその注意事項と解決策](#)

¹ 《海牙认证公约》适用于缔约方之间流通的公文书，在缔约方使用但在非缔约方作成的文书以及在缔约方作成但在非缔约方使用的公文书，均不属于《海牙认证公约》适用的公文书。日本于 1957 年 6 月 27 日成为《海牙认证公约》的缔约方，该公约对日本适用。

¹ 「ハーグ条約」は締約国間でやり取りされる公文書に適用され、締約国で使用されるが非締約国で作成された文書、及び締約国で作成されたが非締約国で使用される公文書は、いずれも「ハーグ条約」を適用する公文書には該当しない。日本は 1957 年 6 月 27 日に「ハーグ条約」の締約国となり、同条約は日本に対し適用される。

² 据[中国领事服务网](#)显示，截至 2023 年 10 月 9 日，该条约的缔约方包括中国（含香港、澳门）、日本、美国等 125 个国家或地区。

² [中国领事服务网](#)によると、2023 年 10 月 9 日現在、当該条約の締約国は中国（香港、マカオを含む）、日本、米国など 125 の国や地域を含む。

³ 参考[上海外事服务中心官网](#)，一份文书是否为公文书，主要由文书出具国法律规定。

³ [上海外事サービスセンターの公式サイト](#)を参考にすると、ある文書が公文书であるかどうかは、主に文書発行国の法律によって定められる。

⁴ 主要包括：《最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定》第 16 条、《全国法院涉外商事海事审判工作座谈会会议纪要》第 16 条。

⁴ 主に、「民事訴訟証拠に関する最高人民法院による若干の規定」第 16 条、「全国裁判所涉外商事海事裁判工作座談会會議紀要」第 16 条を含む。

⁵ 对于在日本形成需在中国境内使用的公文书，中国取消了该文书需办理中国驻日使领馆认证手续的要求，仅要求该文书办理日本公证/证明手续、取得日本附加证明书。由于在日本形成需在中国境内使用的公文书所涉日本公证手续以及附加证明书的要求受日本法规制，本文不作讨论。

⁵ 日本で形成されて中国国内で使用される公文書について、中国は当該文書の中国の駐日大使館や領事館での認証手続きを廃止し、当該文書について日本の公証/証明手続きを行い、日本のアポストイーユを取得することだけを求めている。日本で形成されて中国国内で使用される公文書に関わる日本の公証手続き及びアポストイーユの要求は、日本法律の規制を受けているため、本文は検討しない。

⁶ 相关名单、地址、联系方式，详见[中国外事服务网](#)。另外，需要说明两点：

①外交部可为全国各地出具的公文书办理附加证明书。

②地方外办办理附加证明书的范围仅限：在外交部委托的地方外办所在地涉外公证机构或出入境检验检疫机构、贸促会出具的涉外公证书或其他证明文书。

⁶ 関連名簿、住所、連絡先の詳細は、[中国外事サービスサイト](#)を参照すること。また、以下の 2 点を説明しなければならない。

①外交部は全国各地で発行された公文書にアポストイーユを発行することができる。

②地方外事弁公室がアポストイーユを取り扱う範囲は、外交部が委託した地方外事弁公室所在地の涉外公証機関又は出入国検査検疫機関、貿易促進会が発行した涉外公証書又はその他の証明書に限る。